

粗大ごみ・大量のごみを出すときはルールを守りましょう

☎まちづくり支援課 ☎⑤ 6726
十和田地域広域事務組合 ☎②⑧ 2654

● 粗大ごみ ● (指定のごみ袋に入らない大きさのごみ)

- ・ごみの収集場所には出せません。
- ・まだ使える物はリサイクルショップを利用しましょう。

▶ 粗大ごみの処理方法 (いずれも有料)

- ・十和田地域広域事務組合に自己搬入する。
- ・まちづくり支援課で事前申し込みし、収集を依頼する (屋外まで粗大ごみを搬出してください)。
- ・一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。

● 大量のごみ ●

- ・収集場所に2、3個ずつ、数回に分けて出しましょう (大量に出すと他の人がごみを捨てられません)。

▶ 大量のごみの処理方法 (いずれも有料)

- ・十和田地域広域事務組合に自己搬入する。
- ・一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。



60歳未満で会社などを退職される人は

国民年金の加入手続きが必要です

60歳未満で会社などを退職される人や、その人に扶養されている配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。保険証を任意継続される人も国民年金への切り替えが必要です。

申問市民課国民年金係 ☎⑤ 6753

八戸年金事務所 ☎0178・44・1742

■ 60歳未満で会社などを退職したとき

会社などを退職する本人 (第2号被保険者) と配偶者 (第3号被保険者) は国民年金の加入手続きが必要です。

◆ 手続きに必要な物

- ▼ 印鑑 ▼ マイナンバー ▼ 年金手帳
- ▼ 資格喪失証明書 ▼ 本人確認書類 など

■ 未加入、未納にしていると

国民年金に未加入、または加入していても保険料を未納にしていると、老後に受け取る年金を受けられなくなったり減額になったりします。また万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

すぐに厚生年金に加入する予定でも空白期間が1日でもあれば、国民年金への加入手続きが必要です。

■ 保険料の納付方法

国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付案内書で、各金

融機関やコンビニエンスストアで納付することができます。

※口座振替やクレジットカードでも納付できます。

◆ 口座振替やクレジットカードでの納付手続きに必要な物

- ▼ 通帳 ▼ 届出印 ▼ クレジットカード など

※前払い (前納) すると保険料の割引があります。

■ 納付に困ったら

保険料の納付が難しいときは、免除制度に該当する場合があります。雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。

免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映されます。



【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係 ☎⑤ 6702